

学校生活のきまり

令和8年度福井市安居中学校

安居中学校生徒である自覚をもって、この心得をすすんで守り自分の行動に責任をもちましょう。

1. 校内生活

(1) 届けについて

- ・早退・遅刻・欠課（授業を受けられない）の場合は学級担任及び教科担任に届ける。
- ・欠席・忌引する場合、保護者の届け出が必要となる。

(2) 学習に不必要な物（お金、菓子、漫画、遊び道具、携帯電話など）を持ってこない。

(3) 8時00分までに玄関を通過する。

(4) 遅刻した生徒は、職員室で「入室許可証」に先生のサインをもらい、教室に行く。

(5) 水分補給用のお茶は基本水筒に入れて持ってくる。ペットボトルで持ってくる場合はタオルで巻くかホルダーに入れて持ってくる。

(6) 一度帰宅してから、忘れ物等で学校に来る場合は制服で登校する。

(7) 時間を守って行動し、授業開始時刻前には着席して各教科指定の活動を行う。

2. 服装

学校は学習の場であり、かつ集団活動の場であることから、流行を追ったものや華美な服装はふさわしくありません。このことをよく考えて服装を整え、行動しましょう。

(1) 制服

学生服・カッターシャツやセーラー服には必ず名札をつける。

①男子制服……………10月～5月 黒の標準学生服

……………6月～9月 白無地カッターシャツ

※ズボンのすそは、ズックのかかとのゴムが隠れない長さまでとする。

※ベルトを必ず着用する。（ベルトは無地の黒、茶を基調とした、華美でないもの）

※ボタンは学校指定のボタンをつける。

②女子制服……………10月～5月 紺のセーラー服（白スカーフ）紺のスカート

……………6月～9月 白のセーラー服（黒スカーフ）紺のスカートまたはスラックス

・セーラー服は胸あてのあるもので、えりのストライプは2本のもの。

・スカートはひざがかくれる長さ。 ※極端に短くしたりしない。

(2) 制服の下に着るものについて（太字…R6.12月改訂）

①制服の下に着る肌着の色は、単色無地の白・黒・紺・グレー・ベージュのいずれかとする。

②体操服の上にカッターや制服を着ない。

③セーター・ベストやトレーナーは白・黒・紺・グレーの単色でえりなしラインなしのもの（丸首またはV首）とし、制服からはみ出さないものとする。

※セーターやトレーナーはワンポイントのみ。

④靴下は白・黒・紺・グレーで、くるぶしが隠れる長さとする。

※ワンポイント、ラインはよい。ただし、ラインは2本までとする。

⑤タイツの色は黒か肌色とする。ただし、体育の時には規定の靴下に履き替える。

※レギンスタイプは許可しない。

(3) 雨具類について

①傘の色は特に指定はない。

②自転車通学者のカッパは反射材のついているものを着用する。

(4) 防寒具について

①冬季はコートを着用してもよい。黒・紺・ベージュ・グレー等で無地のもの。

（部活動で購入したウィンドブレーカーは着用可）

②マフラーやネックウォーマーは必要に応じて着用してよい。

※マフラーは極端に長くないものを使用する。

③ニット帽や耳当ては着用しない。

④手袋の色の指定はないが、華美でないものとする。

(5)履き物について

- ①通学用くつ………シューズの色は白、黒、紺、茶、グレーをベースとする。
※ ハイカットのものは禁止とする。
- ②積雪時は長靴を使用する。
※ シューズと同色のブーツ（かかとの高くないもの）は許可する。
※ スノトレタイプのシューズは可とする。
- ③内履き………学校指定のズック。（つま先とかかちに記名）
- ④外履き………体育用白ズック。（つま先とかかちに記名）

(6)体操服について

- ①トレパン・トレシャツ・短パン・半袖シャツはいずれも学校指定のものを着用する。
- ②制汗剤（スプレー以外）は無香料のもののみ許可する。（本当に必要な人のみ）

(7)頭髪について （R7. 8月改正）

中学生らしく清潔に。染めたり、カールしたり、パーマをかけたりしない。
髪が肩にかからず、前髪は目にかからない長さとする。長い場合は耳の高さまでで結ぶ。結んだ場合、横髪はあごをこえない長さとする。

- ③結ぶものはゴムひもで、黒・紺・濃茶とする。
- ④ピン（黒・紺色）などの使用は、必要最低限とする。
- ⑤ワックスなど整髪料は、使用しないこと。
- ⑥流行を追った髪型にはしない。（極端な刈上げや襟足の長い髪など）
- ⑦まゆ毛を抜いたり、細くしたりしない。

(8)かばんについて

- ①学校指定のリュックを使用する。入りきらない場合は、手提げを使用してよい。
※ただし手提げは丈夫なものを使用する。
- ②キーホルダーは原則1つのみとし、握り拳より大きいものは禁止する。

3. 校外生活

- ①校区外へ外出する時は、身分証明書を携帯する。
- ②外出する時は、行き先・用件・帰宅時刻を家の人に伝える。
- ③外出時間の目安はつぎのとおり。夜間外出はしないようにすること。
3～10月 午後7時00分まで 11～2月 午後6時00分まで
校下祭礼の時は午後9時までには帰宅するようにする。
- ④体育館・文化会館等の興行については、保護者の同意を得て鑑賞すること。
- ⑤映画は保護者の同意を得て、鑑賞すること。
- ⑥用もなく繁華街やショッピングセンター等を徘徊しない。
- ⑦ボウリング・カラオケボックス・喫茶店・飲食店、インターネットカフェ、ゲームセンター、プリクラ専門店への出入りは、保護者同伴とする。
- ⑧生徒同士の外泊や旅行は、絶対にしない。
- ⑨携帯電話は原則持たないようにする。
- ⑩SNS（ライン等）やインターネットは保護者の責任のもと、時間を決めて使用する。
- ⑪その他、中学生としてふさわしくない行為はしないようにする。

4. 附 貝リ

令和7年 7月18日一部改正（「2.服装(7)頭髪について①②」）

令和7年 8月27日施行